

規制シート(様式)

(別紙1)

110194801860003

平成27年4月21日

規制の名称	屋上ヘリポートにおける航空機給油取扱所の設置容認	所管府省	総務省
根拠法令等	消防法第10条第4項、危険物の規制に関する政令第17条第3項、危険物の規制に関する規則第26条、第40条の3の7	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消防庁予防課危険物保安室 室長 白石暢彦
規制目的	航空機給油取扱所の位置、構造及び設備や当該給油取扱所での危険物の取扱いにおける管理を適正なものとするにより、事故防止を図り、もって国民の生命、身体、財産の保護に資すること		
規制内容の概要	航空機給油取扱所は、飛行場で航空機に給油する給油取扱所であり、危険物による火災を予防する観点から、指定数量以上の燃料(航空燃料JETA-1であれば、1,000L以上)を取り扱う航空機給油取扱所には、漏れた危険物が浸透しないための舗装、航空機がはみ出さない広さの給油空地、漏洩した危険物や可燃性蒸気が外部に流出しない措置等が求められる。 また、指定数量未満の燃料を取り扱う場合においては、上記法令の基準によらないが、市町村条例で規定される基準に従う必要があり、一定の安全性の確保が求められる。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理由</p>	<p>全国でドクターヘリを運航している病院は、共同運航も含めて45施設あり、そのうち、主として病院の屋上で燃料補給を行っている施設が16施設あります。</p> <p>ドクターヘリの一日当たりの燃料給油量を調べたところ、一日当たりの飛行回数が多いと想定される兵庫県のドクターヘリの一日当たりの平均給油量は345Lであり、一回当たりの飛行距離が長いと想定される北海道のドクターヘリの一日当たりの平均給油量は417Lという報告を受けています。また、ドクターヘリは要救助者を迅速に医療機関に搬送するヘリコプターであるため、出動一回当たりの燃料消費量については、一般的なヘリコプターよりも少ないことから、屋上のヘリポートにおける給油量は指定数量(1,000L)未満で運用されている実態であると承知しています(災害発生時で、燃料(危険物)の取扱量が一時的に増える場合は、現行の危険物の仮貯蔵・仮取扱制度で柔軟な対応が可能となっています。)</p> <p>以上のように、病院等の屋上における一日当たりの燃料補給量については、一般的には指定数量(1,000L)未満であると承知していますが、運行回数が多くなる場合や大型の防災ヘリからの給油要請がある場合等、指定数量以上の燃料補給が求められる場合もあると考えられます。</p> <p>このような対応を恒常的に行う場合には、法令に基づいて、病院等の屋上で指定数量以上の給油を行う施設として市町村長等から許可を受けている航空機給油取扱所で、給油を行う必要があります。通常想定される航空機給油取扱所は、地上に設置されるものであることから、現場消防本部等においては、当該許可に係る安全対策等についての判断に苦慮することが想定されます。</p> <p>これを踏まえ、病院等の屋上に設置する給油取扱所は、燃料の大量漏えい、火災等の甚大な被害が発生する可能性があるため、その危険性に対応して屋上にある燃料の量を必要最小限の量とする等、当該給油取扱所の安全対策の考え方について検討する予定です。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持、改革</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>病院の屋上における航空機給油取扱所に係る安全対策の考え方について検討</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成27年度内</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>